

POS レジー式の購入に関する仕様書

この仕様書は、酒田地区広域行政組合が発注する POS レジー式の購入の入札に適用する。

1 件 名

POS レジー式の購入

2 納入期限

令和8年3月31日

3 設置場所

酒田地区広域行政組合 ごみ処理施設計量棟（酒田市広栄町三丁目 133 番地）

4 品名及び機器構成

利用者が自らのタッチ操作によって決済方法を選択し、自動釣札釣銭機への入金・釣銭受け取りまたはマルチ決済端末にてキャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー、コード決済等）を行うことができるキャッシュレス決済対応対面セミセルフレジとする。

品名	数量	規格など
POSレジ +釣銭機	1台	機器全般に関すること ・ 卓上型とし、既存カウンター上（高さ800mm）に設置できるもの。 ・ 金額や数量入力用等としてメカニカルキーを有すること。 ・ ハンドタイプのスキャナを有すること。 ・ 操作等が容易であること。かつ、エラー時の対処方法が機種内蔵ディスプレイに明示され、エラー解消が容易に行えること。 ・ 停電発生時に安全なシャットダウン作業を行うため、無停電電源装置（UPS）が内蔵されているか、内蔵されていない機種であれば本見積に無停電電源装置の費用を含むこと。 ・ 計量伝票を元に、売り上げ登録できること（現行のごみ処理手数料はごみの種別に関係なく150円/10kg、<u>小動物の処理手数料は1体につき2,200円。ただしR8.4.1からごみ処理手数料は180円/10kgに改定される。また、粗大ごみの内、スプリング入りマットレス及びソファの手数料については、1点につき180円/10kg+2,000円となる。小動物の処理手数料は改定なし(すべて税込)</u> 【参考品：東芝テック FS-3055】
		POSシステムに関すること ・ 商品別の売上データをCSVデータ形式やジャーナル出力出来る事 ・ 都度締め作業に回数制限がないこと。

		レシートプリンタに関すること ・用紙幅 58mm 、サーマル印字方式かつオートカット機能を有すること。 ・レシート用紙の交換補充等が簡単かつ随時可能なものとし、集計伝票、現金決済時の領収書及びキャッシュレス決済時の利用明細等を発行できること。任意の文字、証明書等の種類等の設定・印字が可能であること。 ・ボタン操作等でレシート等の発行停止等が可能であること。
		表示部（ディスプレイ）に関すること ・カラー液晶を職員側及び利用者側に設置する。 ・職員側の表示部は、手数料等を画面上にキー固定表示し、1画面程度で表示すること（科分3品目程度（ごみ処理手数料、小動物処理手数料、スプリング入りマットレス及びソファの処理手数料））。 ・客面表示機にて、利用者に支払い表示できる事
		キャッシュレス決済に関すること ・後述のマルチ決済端末によるクレジットカード決済、電子マネー決済等を導入できること。 ・レジもしくは後述のマルチ決済端末にてストアスキャン方式（CPM方式）によるコード決済を導入できること。 ・キャッシュレス決済の導入時に発生する初期設定費用は、レジ購入費用に含むこと。
		現金の入出金に関すること ・後述の自動釣札釣銭機による対面セミセルフレジとして運用可能であること。
自動釣札釣銭機	1台	・POSレジと連動し、入金及び釣銭の払出ができる機能を持つ自動釣札釣銭機とする。 ・紙幣及び硬貨の自動収納と自動仕分けが可能であり、釣札釣銭機内の紙幣及び硬貨の自動集計・表示機能、釣札釣銭の取り忘れを防止するための機能を有すること。 ・紙幣及び硬貨の詰まりに容易に対応できること。 ・令和6年7月からの新紙幣及びそれ以前の旧紙幣に対応していること。また、貨幣については、新旧の500円硬貨に対応していること。 ・エラー時の対処方法が機種内蔵ディスプレイもしくはPOSレジ画面に明示され、エラー解消が容易に行えること。 ・レジ、決済端末の設置、接続、調整動作確認を行うこと。 ・現地サービスステーションにてオンサイト保守対応出来ること。

		・機器を設置場所に固定するための加工を可とする。 【参考品：東芝テック VT-350】
部品及び 付属品	一式	・導入・運用に必要な部品・付属品を準備すること。

- ・これらはすべて新品のものを納入すること。
- ・職員研修等として、実際に端末等を操作して練習できる環境を有すること。
- ・同等品で応札する場合は、別に示す「同等品協議書」の確認印が押印された写しを、条件付き一般競争入札参加確認申請書の提出時に添付すること。

以下参考

※POSレジ、釣銭機、自動釣札釣銭機の購入とは別に以下のマルチ決済端末の購入について、受注者または受注者が指定する者と契約締結する。

マルチ 決済端末	1台	・POSレジと連動し、各種キャッシュレス決済に対応したマルチ決済端末とする。また、操作はレジ側のみで行うことで2度打ち不要となること）。 ・「PCI DSS」の現行基準に準拠しているクレジット情報非保持型の機種であること。 ・インターネット接続は光回線による有線LANもしくは無線LAN接続とする。
-------------	----	---

※想定しているキャッシュレス決済の決済ブランド

下記の決済ブランドは導入必須とする。

- ・クレジットカード
「VISA」「MASTER」「JCB」のうち2種類以上
- ・電子マネー
「WAON」「nanaco」「Suica等の交通系マネー」
- ・コード決済
「PayPay」は必須、「楽天Pay」「LINEPay」「d払い」より1種類以上

5 物品調達後の運用に関すること

物品調達後の運用に関して必要となる事項は以下の通りとし、物品購入とは別に受注者等と契約する。なお、支払方法等も別に契約するものとする。

(1) 指定代理納付に関すること

- ・多彩なキャッシュレス決済手段の導入による複数の決済事業者との加盟店契約や代理納付等を包括的に実施するため、受注者または受注者が指定する者を、地方自治法第231条の2第6項の規定による本組合の指定代理納付者と指定する。
- ・受注者が指定する者の選定は、発注者と受注者間での事前協議及び発注者の承認により決定する。また、決済ブランドの選定・加除、決済手数料率等の設定・変更は、発注者と指定代

理納付者での発注者と指定代理納付者での協議により決定する。

- ・納入義務者等に代わり指定代理納付者が立替払を行う「立替払方式」であること。
- ・立替金は、月1回以上の指定期日を締め日として集計し、別途設定する指定期日までに本組合指定の口座に振り込むこととし、振込手数料は指定代理納付者が負担すること。また、納入義務者等が選択するクレジットカード等の支払方法（分割払い、リボルビング払い等）の種類を問わず、一括で納付すること。
- ・利用日ごとの利用件数や決済ブランド別の明細、立替金及び決済手数料の内訳明細をPOSレジもしくはWebシステム等で閲覧・CSV形式等で抽出できる機能等を有すること。

設置後の決済端末の納入および運用に係る費用負担は以下の通りを予定している。

酒田地区広域行政組合が負担する費用

- ・通信回線の敷設、使用に要する費用
- ・取引実績のデータ還元サービス利用に関する費用

指定代理納付者が負担する費用

- ・決済端末および付属品（ただし、POSレジとの接続用ケーブルは「4 部品及び付属品」に含めるため除く）の設置、現地調整に要する費用
- ・アクセプタンスマークの掲出に要する費用
- ・マニュアルの提供、操作研修に要する費用
- ・決済端末の保守、メンテナンス費用

（2）導入、保守に関すること

- ・運用にあたり、窓口事務に支障が生じないように、別途保守契約（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約、期間は令和8年4月から令和13年3月までを予定）を締結することとし、納品検査後、通常の使用において故障した場合は保守契約に基づき対応すること。
- ・本組合の開庁時間の（おおむね平日8:15～17:00）の間は電話によるサポートを行うこと。また、組合からおおむね30分圏内に保守拠点を有し、不具合発生時はオンサイト保守による技術者の派遣や代替機との交換を行う等迅速な対応を行うこと。
- ・機器導入後、「6（1）指定代理納付に関すること」による発注者との協議等を行うこと及び指定代理納付者への適切な助言を行うこと。

（3）費用・支払方法に関すること

- ・受注者または受注者が指定する者及び指定代理納付者が発行する毎月の請求書によって組合が正当な請求書を受理した日から30日以内に支払う。なお、請求書は別途協議により項目別に振り分けて発行すること。

7 その他

- ・機器納入までに次のサポートを行うこと。

（1）機器の設定内容や設置場所等納入に関する打合せ及び機器デモンストレーション等を発注者と協議のうえ実施すること。

(2)POSレジ、自動釣札釣銭機、マルチ決済端末及び集計システムや付属品に関するキッティング、マスター登録作業等の初期作業並びに本組合設置場所への納入・場所への納入・設置及び動作確認を行うこと。

(3)マニュアルを作成し、運用開始前に組合職員及び組合が受付業務を委託している企業への機器操作トレーニングを行うこと。

- ・インターネット回線・プロバイダ契約及び導入費用・月額利用料、ルーター導入費用は本組合が負担する。なお、インターネット回線からルーターまでは本組合の責任、ルーター以降は受注者の責任として責任分界点を設定する。
- ・納入機器が通常の利用で故障した場合、納入後6ヶ月間は無償保証とし、本組合の窓口業務に支障を来すことがないようにすること。
- ・本業務にて知り得た秘密に対する守秘義務を遵守すること。
- ・この仕様書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、本組合・受注者等双方誠意を持って協議のうえ決定するものとする。

(参考) 酒田地区広域行政組合（ごみ処理施設計量棟窓口）における有料ごみ(自己搬入)の取扱い
件数、金額

年度	件数(件)			金額(円)		
	ごみ処理	小動物	計	ごみ処理	小動物	計
令和4年度	40,453	223	40,676	48,680,550	490,600	49,171,150
令和5年度	38,683	319	39,002	45,913,950	701,800	46,615,750
令和6年度	37,886	342	38,228	44,974,350	752,400	45,726,750

※スプリング入りマットレス及びソファの取扱件数の詳細なデータはないが、R2～R6 平均で年間約 1,400 台のベッド及び同約 1,500 台のソファが搬入されており、そのうちスプリング入りマットレス・ソファは8割程度と推定している。